

広島県告示第八百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十二年十月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
寺家内科クリニック	東広島市西条町寺家六六二一番地一	平成二十二年一月一日
悠心療内科	東広島市西条本町二一番地二 木阪 クリニックビル三階	平成二十二年一月一日
山形内科循環器医院	東広島市黒瀬町檜原二四三番地六	平成二十二年九月一日
在宅療養支援診療所 りんりんクリニック	安芸郡熊野町萩原五丁目一番五五号	平成二十二年一月一日
こさか内科	安芸郡府中町青崎東二〇番地二	平成二十二年一月一日
オカダデンタルクリ ニック	東広島市西条町寺家四八四六番地一	平成二十二年一月二日
なべか薬局有限会社	尾道市新高山三丁目一一七〇番二四 八号	平成二十二年九月一日